

令和4年 9月
グループホームまこと
運営推進会議 報告

グループホームまこと
ホーム長 柴田 砂奈江

1 挨拶

日頃より、事業所運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、10月より料金改定に関する同意をいただく形で、事業所運営に賛同下さりましてありがとうございます。

さて、今年も第三者機関による事業所の評価である外部評価の時期がやってきました。アンケートのご協力を宜しくお願いします。また、今期はインフルエンザの大流行が懸念されております。早速ではありますが、11月にはインフルエンザの集団ワクチン接種を予定しております。随時、希望の有無を確認させていただいておりますので、併せて宜しくお願いします。

そして、利用者様のご様子については、まこと通信や事業所だより、ブログなどで生活状況が伝わるように配慮しております。そちらもぜひ、ご覧いただきますよう宜しくお願い致します。

2 事業運営報告

- ・ 7月・8月のサービス利用状況
- ・ サービス内容、行事等
- ・ 7月・8月の事故報告について

3 その他

要介護認定の流れ

2 事業運営報告

■ 7～8月の介護度別サービス利用状況

(7月31日・8月31日付)

要介護	7月 グループホーム	8月 グループホーム
要支援1		
要支援2	0名	0名
要介護1	1名	1名
要介護2	6名	5名
要介護3	5名	6名
要介護4	0名	0名
要介護5	6名	6名
計	18名	18名

※ 前回報告時より、区分について、若干の変動あり

要介護認定更新に伴い、
7月
要介護3→5
8月
要介護2→3
2名の方の変更がありました。

■ グループホームまことでのサービス内容・行事など

- ・ 7月 2日(土) 誕生会～みんなでピザ作り～
- ・ 7月 17日(日) GHまこと 夏祭り
～焼きそば・フレンチドッグ・たこ焼きなど～
- ・ 7月 28日(木) 誕生会～みんなでサンドウィッチ作り～
- ・ 7月 30日(土) 貝塚地区 野外焼肉会
- ・ 8月 10日(水) GHまこと 花火会
- ・ 8月 24日(水) コロナウィルスワクチン集団接種(4回目)
- ・ 8月 27日(土) 誕生会～赤飯・天婦羅・桃のケーキなど～
- ・ 8月 30日(火) GHまこと 海鮮・焼肉会

今回は、夏と言えば…の恒例行事を開催いたしました。調理レクリエーションも取り入れ、食べ盛りな夏を送りました。

■ 7月8月の事故報告について

	GH 7月	GH 8月
アクシデント	1件	0件
インシデント	6件	2件
ヒヤリハット	1件	2件

(7月) アクシデント ～誤薬～

朝食後薬の服薬の際に、隣り合わせに座っている A 氏と B 氏の薬を取り違い、B 氏に A 氏の薬を服用した。

薬剤内容～①セチロ	～便秘症治療薬～
②ビーマス	～便秘症治療薬～
③マグミット	～便秘症治療薬～
④カンデサルタン	～降圧剤～
⑤リスペリドン	～統合失調症薬～

B の本来服用する予定であった薬剤の服用を中止し、体調の確認と経過観察を継続して行いました。腹痛なく、排便は普通便と軟便の 2 回の排泄あり。他、血圧も Bp121/68 P72 と日常数値と差異なく特変なし。

原因～①薬の準備の段階で、次の仕事の段取りを考えており人物の確認を怠った

②マニュアルでは服用する直前に、氏名・服用時間・薬剤合計数を発声し、本人及び、他の職員にも再度、音で確認する事となっているが、怠った

改善策～①薬に携わっている時には、より慎重に集中し正確性を確認する。

②マニュアルの遵守徹底

3 その他

・今後の活動について

9月 敬老会・誕生会

10月 やき芋会・誕生会

❖ご家族の声❖

前回同封した葉書により、いただいた皆様の声を幾つかご紹介させていただきます。

いつもわかりやすい報告をいただき、ありがとうございます。母は5月の花見ドライブがとても嬉しかったようで話をしてくれます。面会出来る事、皆様の努力のおかげといつも感謝しております。これからもよろしく願います。

❖楽しかった事をご家族の方にも伝えてくれている事が、とても嬉しく感じます。また、職員の見えない陰ながらの努力も汲んでいただき、ありがとうございます。とても励みになります。

いつも迷惑をかけつつ、大変お世話になっております。介護度が 2→3 に上がりましたが、ひと言伝えてほしかったと思いました（上げる前に…）

私もここ最近前は前より寝むれるようになり、ありがたく思う毎日です。スタッフのみな様、ありがとうございます。

- ❖更新申請に伴い、要介護度が 2→3 になったご家族からの声です。上がるか下がるか、または現状維持かは、事業所側で判断はできませんが、認定期間満了に伴う更新でも変わる可能性がある事を、お知らせしておく必要があったと感じております。介護保険の申請の流れを下記にまとめましたので、参考にしてください。

※ 介護保険の申請・認定までの大まかな流れです。

①申請書類の提出

釧路市の規定書類に記入し申請を行う

②要介護認定の訪問調査～釧路市の職員または釧路市の委託を受けたケアマネジャー～

GH まことの居室内において、本人へ身体機能の確認、聞き取り調査がある。

※聞き取り調査の結果に基づいて調査票が作成される。調査票で表現できない状態については特記事項に記入されます。

③主治医意見書の作成依頼

釧路市より主治医に意見書の作成を依頼します。

その中に認知症高齢者の日常生活自立度や障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）があり、共通分類の為、この項目でどのような状態であるのかが大まかに分かります。

また、認知症高齢者の日常生活自立度判定が医師により【自立】と判定されている方は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）での日常生活での支援の必要性が薄いと判断されますので、サービスの利用を中止する場合があります。

④要介護認定の一次判定

認定調査結果によってコンピューターで要介護認定等基準時間を客観的に分析します。
（介護の手間に係わる審査判定）

厚生労働省による共通ソフトを使用している為、どの地域で受けても結果は同じです。

⑤要介護認定の二次判定

一次判定の結果を参考に厚生労働大臣が定める基準に従って、主治医意見書やその他の書類をもとに介護認定審査会（保健医療福祉の学識経験者 5 名程度で構成）で要介護度等を決定する

⑥要介護認定の通知

結果の通知は 30 日以内に行われ、被保険者証が郵送されます。

また、要介護状態の認定は介護保険法第 27 条 11 項に基づき、介護保険申請のあった日にさかのぼり、効力が発生します。

上記のような流れによって、要介護度の認定が行われます。あくまで行政機関で調査・決定される事から、事業所側で事前に把握する事はできませんので、ご理解下さるようお願いします。

次回開催予定日 ～年内は紙面開催を行う予定です。年明けより対面会議を予定しておりますが、状況を勘案し決定いたしますので、変更の際にはご了承願います。

※ 最期に…今回も、返信用はがきを同封しております。内容をご確認いただき、はがきに要望・感想・ご意見等、何でも自由にご記入の上、投函を宜しく願います。

以上